

# 東電刑事裁判－3被告人無罪！ －判決が私たちに問うもの－

■日 時 **2月1日・土** 13:30～16:30

■場 所 **市川市文化会館** 3階第5会議室

■お 話 **海渡雄一**さん(福島原発刑事裁判告訴団・代理人)

## ★DVD 新作「東電刑事裁判 不当判決」上映

<プロフィール> 1955年生まれ 1981年弁護士登録依頼、多数の原子力・原発関連の訴訟を担当。もんじゅ訴訟、六ヶ所村核燃料サイクル施設訴訟、浜岡原発訴訟、大間原発訴訟、等々。

2010年4月～2012年5月日弁連事務総長。3・11以後は、福島原発告訴団支援、東電株主代表訴訟、東海第2原発、大飯原発、高浜原発、川内原発等の訴訟の他、原発労働者訴訟、原発情報公開訴訟等々の新たな原発訴訟の弁護を担当。

脱原発弁護団全国連絡会共同代表、脱原発法制定全国ネットワーク事務局長を務める。

★資料代 **500円**

閉会后、懇親会予定、参加自由ぜひどうぞ

みなさん、去る9/19の「東電刑事裁判判決」には、「これほどひどい判決は予想できませんでした」(海渡弁護士)という声が各地に広がった。東電福島原発3基同時炉心溶融(→放射能放出)の稀なる事故。時の東電会社役員、勝俣会長、武黒、武藤両副社長の3人を被告人に、「業務上過失致死傷罪」として「禁錮5年」が求刑された裁判に、東京地裁はこの日「全員無罪」の判決をした。

高線量の放射線被曝に行く手を阻まれて、避難は困難を極めた。命を失った双葉病院の44名の患者、他13名の東電作業員死傷者への責任は、誰が？何処がとるのか？

裁判のおかげで、株式会社「東電」の経営体質や「原発事故責任」の所在が、より明らかになった。最大の経営責任は、2002年に公表された文科省の「地震調査研究推進本部」による地震発生の「長期評価」(=日本海溝沿いに30年以内、M8.2級津波・地震発生確率20%)に基づいた津波対策工事を進言した社内土木グループ提案を、経営陣は一時は了承しながらそのコストと地元からの停止要求を恐れて、対策を先送りした(2008年)。その結果、3・11東北地方太平洋沖地震の時には、東電は津波対策を何も講じていなかった。

これだけ明白な事件を「無罪」とした東京地裁裁判官たちの判断根拠は何だったのだろうか？

【主催】戦争はいやだ!市川市民の会(2001・10 発足)

運営委員・50音順 池田美代子 菊池嘉久 酒井幹夫 塩川希代子

みつはしひさお 山浦恵津子 山口真理子 山本進 レウス敏枝

<連絡先> 菊池嘉久 090・6948・8998

